

社会福祉法人武蔵野会 定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 児童養護施設の経営
 - (ロ) 障害者支援施設の経営
 - (ハ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 身体障害者福祉センターの経営
 - (ロ) 身体障害者デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ニ) 老人短期入所事業の経営
 - (ホ) 老人福祉センターの経営
 - (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ト) 移動支援事業の経営
 - (チ) 一般相談支援事業の経営
 - (リ) 特定相談支援事業の経営
 - (ヌ) 地域活動支援センターの経営
 - (ル) 障害児通所支援事業の経営
 - (ヲ) 障害児相談支援事業の経営
 - (ワ) 子育て短期支援事業の経営
 - (カ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人武蔵野会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、生きにくさを抱えた人たち等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を東京都八王子市台町一丁目 19 番 3 号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に、評議員一名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事二名、外部委員三名の合計五名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の二名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 一〇名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、五名以内を業務執行理事とすることができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二三条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第二四条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第二五条 運営協議会の委員は七名以上一〇名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第二六条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第二七条 法人が第二五条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第二八条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第二九条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第六章 理事会

(構成)

第三〇条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三一条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第三二条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三三条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができないものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三四条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第三五条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地（別紙掲載）

(2) 建物（別紙掲載）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第四三条に掲げる公益を目的とする事業及び第四四条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三六条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）

に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三七条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三八条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三九条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第四〇条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四一条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四二条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第八章 公益を目的とする事業

(種別)

第四三条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の

尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 葛飾区在宅心身障害者緊急一時保護事業
- (2) 葛飾区通所型介護予防事業
- (3) 八王子市知的障害児療育支援事業
- (4) 巡回発達相談 個別相談指導事業
- (5) 居宅介護支援事業
- (6) 練馬区基幹相談支援センターの経営
- (7) 重症心身障害者（通所型）生活介護事業
- (8) 文京区地域福祉振興施設事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 収益を目的とする事業

(種別)

第四四条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四五条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第一〇章 解散

(解散)

第四六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第一章 定款の変更

(定款の変更)

第四八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第二章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四九条 この法人の公告は、社会福祉法人武蔵野会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第五〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	保 田	義 男
理 事	山 林	市之助
〃	国 分	秀 男
〃	多田内	直 治
〃	保 田	秀 子
監 事	佐 藤	辰 也
〃	国 分	マ ツ

別紙 資産（土地）の状況

1. 法人本部及びふじもりホーム敷地（185.20㎡）1筆

① 東京都八王子市台町一丁目51番18所在の宅地 1筆 185.20㎡

2. 武蔵野児童学園敷地（2,470.91㎡）8筆

① 東京都八王子市元八王子町二丁目1054番2所在の畑 1筆 446.00㎡

② 東京都八王子市元八王子町二丁目1326番2所在の雑種地 1筆 1,041.00㎡

③ 東京都八王子市元八王子町二丁目1326番3所在の雑種地 1筆 532.00㎡

④ 東京都八王子市元八王子町二丁目1326番7所在の宅地 1筆 97.91㎡

⑤ 東京都八王子市元八王子町二丁目1326番20所在の畑 1筆 23.00㎡

⑥ 東京都八王子市元八王子町二丁目1327番1所在の原野 1筆 187.00㎡

⑦ 東京都八王子市元八王子町二丁目1327番2所在の原野 1筆 5.00㎡

⑧ 東京都八王子市元八王子町二丁目1327番3所在の原野 1筆 139.00㎡

3. さくら学園敷地（25,835.38㎡）30筆

① 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番1所在の宅地 1筆 1,707.58㎡

② 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番2所在の宅地 1筆 1,248.87㎡

③ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番4所在の宅地 1筆 1,252.00㎡

④ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番5所在の山林 1筆 96.00㎡

⑤ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番6所在の原野 1筆 183.00㎡

⑥ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番9所在の雑種地 1筆 1,469.00㎡

⑦ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番10所在の畑 1筆 995.00㎡

⑧ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番11所在の畑 1筆 1,944.00㎡

⑨ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番12所在の雑種地 1筆 98.00㎡

⑩ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番14所在の宅地 1筆 1,527.00㎡

⑪ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番15所在の宅地 1筆 1,110.87㎡

⑫ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番16所在の宅地 1筆 857.21㎡

⑬ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番18所在の宅地 1筆 1,200.40㎡

⑭ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番19所在の宅地 1筆 1,165.38㎡

⑮ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番20所在の宅地 1筆 1,142.12㎡

⑯ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番21所在の宅地 1筆 773.21㎡

⑰ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番22所在の宅地 1筆 1,800.73㎡

⑱ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976番25所在の山林 1筆 1,007.00㎡

⑰ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番 26 所在の畑 1 筆	1,885.00 m ²
⑱ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番 28 所在の山林 1 筆	794.00 m ²
⑲ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番 31 所在の宅地 1 筆	279.00 m ²
㉑ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番 32 所在の雑種地 1 筆	639.00 m ²
㉒ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番 36 所在の雑種地 1 筆	30.00 m ²
㉓ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番 44 所在の雑種地 1 筆	114.00 m ²
㉔ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番 45 所在の公衆用道路 1 筆	76.00 m ²
㉕ 静岡県御殿場市保土沢字夏刈 1157 番 193 所在の山林 1 筆	405.00 m ²
㉖ 静岡県御殿場市保土沢字夏刈 1157 番 228 所在の宅地 1 筆	429.04 m ²
㉗ 静岡県御殿場市保土沢字夏刈 1157 番 718 所在の山林 1 筆	437.00 m ²
㉘ 静岡県御殿場市保土沢字夏刈 1157 番 719 所在の宅地 1 筆	1,076.97 m ²
㉙ 静岡県御殿場市保土沢字夏刈 1200 番 1 所在の山林 1 筆	93.00 m ²
4. 希望の里敷地 (1,534.33 m²) 1 筆	
① 東京都八王子市上川町 3889 番 1 所在の宅地 1 筆	1,534.33 m ²
5. 大島恵の園敷地 (9,564.68 m²) 3 筆	
① 東京都大島町差木地字八タガシタ 716 番 10 所在の宅地 1 筆	767.58 m ²
② 東京都大島町差木地字八タガシタ 716 番 11 所在の宅地 1 筆	6,594.24 m ²
③ 東京都大島町差木地字フナギ 718 番 1 所在の宅地 1 筆	2,202.86 m ²
6. 第 2 大島恵の園敷地 (12,953.99 m²) 2 筆	
① 東京都大島町差木地字フナギ 721 番 1 所在の宅地 1 筆	12,877.70 m ²
② 東京都大島町差木地字フナギ 721 番 2 所在の宅地 1 筆	76.29 m ²
7. 柘植寮敷地 (1,684.03 m²) 2 筆	
① 東京都大島町差木地字フナギ 720 番 2 所在の宅地 1 筆	761.61 m ²
② 東京都大島町差木地字フナギ 722 番 2 所在の宅地 1 筆	922.42 m ²
合計 47 筆	54,228.52 m ²

別紙 資産（建物）の状況

1. 法人本部及びふじもりホーム建物 1 棟（392.55㎡）

- ① 東京都八王子市台町一丁目 51 番地 18 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建（居宅）
武蔵野会本部及び障害福祉サービス事業所（共同生活援助） 1 棟 延 392.55㎡

2. 武蔵野児童学園建物 3 棟（1,016.08㎡）

- ① 東京都八王子市元八王子町二丁目 1053 番地、1052 番地 2 所在の
鉄筋コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根 2 階建（児童寮）
児童養護施設児童寮 1 棟 延 531.12㎡
- ② 東京都八王子市元八王子町二丁目 1053 番地所在の
鉄筋コンクリート・補強コンクリートブロック造陸屋根 2 階建（保育寮）
児童養護施設 厨房兼職員宿舎 1 棟 延 104.86㎡
- ③ 東京都八王子市元八王子町二丁目 1054 番地 2 所在の 4
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建（児童寮）
児童養護施設 児童寮 1 棟 延 380.10㎡

3. さくら学園建物 15 棟（延 6,294.47㎡）

- ① 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 1 所在の
コンクリートブロック造陸屋根平家建（事務所・寄宿舍）
障害者支援施設 生活訓練棟 1 棟 第 1 生活訓練棟 87.00㎡
- ② 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 2 所在の
木造スレート葺平家建（倉庫）
障害者支援施設 作業棟 1 棟 第 5 作業棟 69.56㎡
- ③ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 2 所在の
軽量鉄骨造スレート葺平家建（畜舎）
障害者支援施設 作業棟 1 棟 第 6 作業棟 60.95㎡
- ④ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 2 所在の
軽量鉄骨造スレート葺平家建（畜舎）
障害者支援施設 作業棟 1 棟 第 7 作業棟 189.28㎡
- ⑤ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 2 所在の
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（作業所）
障害者支援施設 作業棟 1 棟 第 4 作業棟 132.49㎡
- ⑥ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 18、同番地 16、同番地 19 所在の
鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（寄宿舍）
障害者支援施設生活棟 1 棟第 2 さくら寮・第 3 さくら寮 延 2,169.53㎡
- ⑦ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 21、同番地 1、同番地 5、同番地 6、
御殿場市保土沢字夏刈 1157 番地 719 所在の
コンクリートブロック造スレート葺平家建（浴室・洗濯場・倉庫）
障害者支援施設 浴室・洗濯棟 1 棟 79.12㎡

- ⑧ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 21、同番地 1、同番地 5、同番地 6、御殿場市保土沢字夏刈 1157 番地 719 所在の鉄骨造スレート葺平家建（作業所）
障害者支援施設 管理棟 1 棟 200.00㎡
- ⑨ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 21、同番地 1、同番地 5、同番地 6、御殿場市保土沢字夏刈 1157 番地 719 所在の鉄骨造スレート葺平家建（作業所）
障害者支援施設 作業棟 1 棟 第 1 作業棟 113.40㎡
- ⑩ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 21、同番地 1、同番地 5、同番地 6、御殿場市保土沢字夏刈 1157 番地 719 所在の
コンクリートブロック・鉄骨造スレート葺平家建（作業所）
障害者支援施設 作業棟 1 棟 第 3 作業棟 160.00㎡
- ⑪ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 21、同番地 1、同番地 5、同番地 6、御殿場市保土沢字夏刈 1157 番地 719 所在の
鉄骨造スレート葺平家建（作業所）
障害者支援施設 作業棟 1 棟 第 2 作業棟 97.20㎡
- ⑫ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 20、同番地 22 所在の
コンクリートブロック造陸屋根平家建（寄宿舍）
障害者支援施設 生活訓練棟 1 棟 第 3 生活訓練棟 70.15㎡
- ⑬ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 20、同番地 22 所在の
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建（教室）
障害者支援施設 生活訓練棟 1 棟 第 2 生活訓練棟 64.42㎡
- ⑭ 静岡県御殿場市保土沢字夏刈 1157 番地 150 の 1 所在の
コンクリートブロック造陸屋根 2 階建（共同住宅）
障害者支援施設 職員宿舎 1 棟 延 278.04㎡
- ⑮ 静岡県御殿場市川島田字飛地 1976 番地 4、同番地 14、同番地 31、同番地 15、静岡県御殿場市保土沢字夏刈 1157 番地 228 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建（養護所・作業所）
障害者支援施設 生活棟 1 棟 第 1 さくら寮 延 2,523.33㎡

4. すぎな愛育園建物 1 棟（547.26㎡）

- ① 東京都八王子市台町二丁目 86 番地 2 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺 2 階建 1 階部分（養護寮）
障害児通所支援事業所 1 棟 547.26㎡

5. 希望の里建物 2 棟（612.64㎡）

- ① 東京都八王子市上川町 3889 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建（授産所）
障害福祉サービス事業所 授産棟 1 棟 延 554.78㎡
- ② 東京都八王子市上川町 3889 番地 1 所在の
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建（作業所）
障害福祉サービス事業所 作業棟 1 棟 延 57.86㎡

6. 大島恵の園建物 4 棟 (2,800.50㎡)

- ① 東京都大島町差木地字ハタガシタ 716 番地 11、同番地 10、東京都大島町差木地字フナギ 718 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建 (寄宿舍)
障害者支援施設 生活棟 1 棟 延 1,696.47㎡
- ② 東京都大島町差木地字ハタガシタ 716 番地 11、同番地 10、東京都大島町差木地字フナギ 718 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建 (事務所・食堂)
障害者支援施設 管理棟 1 棟 延 729.33㎡
- ③ 東京都大島町差木地字ハタガシタ 716 番地 11、同番地 10、東京都大島町差木地字フナギ 718 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建 (共同住宅)
障害者支援施設 職員宿舎 1 棟 延 307.20㎡
- ④ 東京都大島町差木地字フナギ 705 番地 1、東京都大島町差木地字ハタガシタ 706 番地 2 所在の
木造ルーフィング葺 2 階建 (研修所)
障害者支援施設 自立訓練棟 1 棟 延 67.50㎡

7. 第 2 大島恵の園建物 3 棟 (2,873.88㎡)

- ① 東京都大島町差木地字フナギ 721 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2 階建 (寄宿舍)
障害者支援施設 管理・生活棟 1 棟 延 2,587.08㎡
- ② 東京都大島町差木地字フナギ 721 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建 (寄宿舍)
障害者支援施設 生活棟 1 棟 延 196.50㎡
- ③ 東京都大島町差木地字フナギ 721 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建 (養護所)
障害者支援施設 作業・訓練棟 1 棟 90.30㎡

8. 柘植寮建物 1 棟 (172.24㎡)

- ① 東京都大島町差木地字フナギ 720 番地 2 所在の
木造スレート葺 2 階建 (寄宿舍)
障害福祉サービス事業所 (共同生活援助) 1 棟 延 172.24㎡

9. きたまちホーム建物 1 棟 (164.72㎡)

- ① 東京都練馬区北町八丁目 1000 番地 10 所在の
木造スレートぶき 2 階建 (グループホーム)
障害福祉サービス事業所 (共同生活援助) 1 棟 延 164.72㎡

10. 小平福祉園建物 2 棟 (3,247.27㎡)

- ① 東京都小平市花小金井八丁目 10 番地 4、407 番地 3、407 番地 6 所在の
鉄骨鉄筋コンクリート造スレート・合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建 (養護所)
障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所 生活棟及び日中活動棟 1 棟 3,185.43㎡

② 東京都小平市花小金井八丁目 10 番地 4、407 番地 3、407 番地 6 所在の 鉄骨鉄筋コンクリート造スレートぶき・陸屋根平家建（店舗） 障害福祉サービス事業所 厨房兼店舗 1 棟	61.84 m ²
合計 33 棟	18,121.61 m ²